官告事告

官告事項

登録実施機関の登録について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第19条第１項の規定に基づき、同法第19条第１項各号に掲げる業務を行う登録実施機関を下記のとおり登録したので、同法第32条第１号の規定により、公示する。

平成27年10月２日

北海道運輸局長　川勝　敏弘

記

（単位地域の名称）
北海道Ｂ
（登録実施機関の名称）
一般社団法人札幌ハイヤー協会
（登録実施機関の住所）
北海道札幌市中央区南８条西15丁目４番１号
（登録実施機関の代表者名）
今井　一彦
（登録事務等を行う事務所の名称）
タクシー運転者登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
北海道札幌市中央区南８条西15丁目４番１号
（登録番号）
札幌－２号
（登録年月日）
平成27年10月１日

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第19条第１項の規定に基づき、同法第19条第１項各号に掲げる業務を行う登録実施機関を下記のとおり登録したので、同法第32条第１号の規定により、公示する。

平成27年10月２日

近畿運輸局長　天谷　直昭

記

（単位地域の名称）
奈良県
（登録実施機関の名称）
奈良県タクシードライバー登録センター
（登録実施機関の住所）
奈良県大和郡山市額田部北町981番地８
（登録実施機関の代表者名）
辻　喜代一
（登録事務等を行う事務所の名称）
本部事務所
（登録事務等を行う事務所の所在地）
奈良県大和郡山市額田部北町981番地８
（登録番号）
奈良県－１番
（登録年月日）
平成27年10月１日

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第19条第１項の規定に基づき、同法第19条第１項各号に掲げる業務を行う登録実施機関を下記のとおり登録したので、同法第32条第１号の規定により、公示する。

平成27年10月２日

中国運輸局長　小川　晴基

記

（単位地域の名称）
鳥取県
（登録実施機関の名称）
鳥取県ハイヤータクシー協会
（登録実施機関の住所）
鳥取県鳥取市丸山町246―10
（登録実施機関の代表者名）
船越　克之
（登録事務等を行う事務所の名称）
鳥取県タクシー運転者登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
鳥取県鳥取市丸山町246―10
（登録番号）
鳥取県－１号
（登録年月日）
平成27年10月１日

（単位地域の名称）
島根県
（登録実施機関の名称）
一般社団法人島根県旅客自動車協会
（登録実施機関の住所）
島根県松江市馬潟町64―３
（登録実施機関の代表者名）
大谷　厚郎
（登録事務等を行う事務所の名称）
一般社団法人島根県旅客自動車協会
（登録事務等を行う事務所の所在地）
島根県松江市馬潟町64―３
（登録番号）
島根県－１号
（登録年月日）
平成27年10月１日

（単位地域の名称）
岡山県
（登録実施機関の名称）
一般社団法人岡山県タクシー協会
（登録実施機関の住所）
岡山県岡山市中区旭東町２丁目10番８号
（登録実施機関の代表者名）
梶川　政文
（登録事務等を行う事務所の名称）
一般社団法人岡山県タクシー協会
（登録事務等を行う事務所の所在地）
岡山県岡山市中区旭東町２丁目10番８号
（登録番号）
岡山県－１号
（登録年月日）
平成27年10月１日

（単位地域の名称）
広島県Ｂ
（登録実施機関の名称）
一般社団法人広島県タクシー協会
（登録実施機関の住所）
広島県広島市西区観音新町１丁目７番71号
（登録実施機関の代表者名）
小野　正博
（登録事務等を行う事務所の名称）
広島県タクシー運転者登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
広島県広島市西区観音新町１丁目７番71号
（登録番号）
広島県Ｂ－１号
（登録年月日）
平成27年10月１日

（単位地域の名称）
山口県
（登録実施機関の名称）
一般社団法人山口県タクシー協会
（登録実施機関の住所）
山口県山口市葵１丁目５番58号
（登録実施機関の代表者名）
森橋　律夫
（登録事務等を行う事務所の名称）
山口県タクシー運転者登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
山口県山口市葵１丁目５番58号
（登録番号）
山口県－１号
（登録年月日）
平成27年10月１日

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第19条第１項の規定に基づき、同法第19条第１項各号に掲げる業務を行う登録実施機関を下記のとおり登録したので、同法第32条第１号の規定により、公示する。

平成27年10月２日

四国運輸局長　瀬部　充一

記

（単位地域の名称）
高知県
（登録実施機関の名称）
一般社団法人高知県タクシーセンター
（登録実施機関の住所）
高知県高知市大津乙1879番地９
（登録実施機関の代表者名）
明石　健市
（登録事務等を行う事務所の名称）
一般社団法人高知県タクシーセンター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
高知県高知市大津乙1879番地９
（登録番号）
高知県－１号
（登録年月日）
平成27年10月１日

試験事務を行う登録実施機関について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第49条第１項の規定に基づき、試験事務を行う登録実施機関を下記のとおりとするので、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）第39条の３の規定により、公示する。

平成27年10月２日

北海道運輸局長　川勝　敏弘

記

（指定地域の名称）
札幌地域
（登録実施機関の名称）
一般社団法人札幌ハイヤー協会
（登録実施機関の主たる事務所の所在地）
北海道札幌市中央区南８条西15丁目４番１号